

## 和歌山 I o T 等導入促進プロジェクト事業における留意事項

1. 当該事業の実施において、以下に該当するものは対象としない。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業又は性風俗特殊営業に該当する事業を営む者。
  - (2) 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等又は同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する者。
  - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることの無くなるまでの者。
  
2. 和歌山 I o T 等導入促進プロジェクト事業における用語の定義は以下のとおりとする。
  - (1) 「I o T 等」とは、一般的に I o T・ビッグデータ・ロボット・人工知能と言われる技術であって、サイバー空間と物質空間とを繋ぐことで生産性の向上又は付加価値の向上等に寄与するものをいう。
  - (2) 「県内事業者」とは、I o T 等を積極的に導入し、自社の生産性の向上又は付加価値の向上等を目指す法人等（個人、個人事業主又は法人をいう。）であって、和歌山県内に事務所等を有する者をいう。
  - (3) 「専門家」とは、I o T 等に関し高度な専門知識を有し、当該知識をもとに他者に対し助言・指導等の支援を行った経験を有する者をいう。
  - (4) 「県内 I T 事業者」とは、和歌山県内に拠点を有する「専門家」であって、特に I T に関するサービス等を提供できる者であり、県内事業者に対し、自社のサービス等にこだわることなく公平な立場で I o T 等の導入支援を行うことができる者をいう。
  - (5) 「I o T コンサルタント」とは、「専門家」であって、特に I o T 等に関するコンサルティングの実施に適した能力を有する者であり、県内事業者に対し、公平な立場で導入支援を行うことができる者をいう。
  - (6) 「ベンダー兼 I o T コンサルタント」とは、「専門家」であって、特に I o T 等に関するサービス等の提供及びコンサルティングの実施に適した能力を有する者であり、県内事業者に対し、自社のサービス等にこだわることなく公平な立場で導入支援を行うことができる者をいう。